

池田町義務教育に関わる環境整備の指針

平成18年3月20日

池田町教育委員会制定

池田町における児童生徒数の減少による様々な教育課題及び学校施設の老朽化に伴う課題克服のために、次のように義務教育に関わる環境整備の指針を制定する。

記

指針1 学校の適正規模と教育効果の課題

小学校及び中学校とも、クラス替えができる学級編制が最も望ましい。
また、効果的な学習、集団活動、学校行事を行うためには、小学校1学級12～24人、
中学校1学級30人前後が望ましい規模と考えられます。

指針2 児童・生徒の通学圏の課題

地域から通学する児童・生徒がスクールバスを利用する場合、小学生は当面40分以内を
基準とし、学校区を変更した場合でも50分以内、中学生は当面50分以内を基準とし、学
校区を変更した場合でも60分以内を目処に登校できる方法を検討します。

指針3 学校と地域の関係における課題

従来から学校は地域における教育的拠点であるが、池田町全体から見た児童・生徒の教
育のあり方や学校配置のあり方を検討することも重要であり、その観点から池田町全体にお
ける教育の推進に関わるネットワークの構築をします。

指針4 学校の指導体制確保の課題

小・中学校で3学級を下回る場合は、教職員の配置基準により教員数が激減し、学級も複式
となり、教育環境の課題が大きくなるとともに、学校経営上も負担等の生じる機会が多くなるこ
とから、原則として学校配置・校区を見直すこととします。

指針5 財政効率の課題

児童・生徒の減少が止まらず、各学校の老朽化が進む中、将来における大規模改修や改築
などの投資的経費や施設の維持管理費が少なくないことから、定期的・継続的な学校の適正
配置の見直しを図ります。

指針6 教育環境整備の方法選択の課題

今後数年間を見通し、義務教育環境整備の課題克服のため、「学校配置・学区見直し」を中
核的な方針とします。